

○寒冷地手当の運用について

(平成17年4月1日岡人委第179号通知)

(沿革)

平成20年 9月26日第100号 平成25年 3月22日第288号
平成26年 3月31日第276号 平成27年 3月20日第324号
令和 3年 3月22日第380号 令和 7年 4月 3日第 12号 改正

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）及び寒冷地手当に関する規則（昭和55年岡山県人事委員会規則第28号。以下「規則」という。）の運用について次のように定め、平成17年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、寒冷地手当の運用について（昭和55年岡人委第205号通知）は、廃止します。

記

給与条例第12条関係

1 第1項

- (1) 異動等により、基準日に給与条例第12条第1項に規定する職員（以下この項において「支給対象職員」という。）の要件を具備するに至った者は、基準日において支給対象職員に該当するものとする。
- (2) 異動等により、基準日に支給対象職員の要件を欠くに至った者（基準日に離職し、当該離職の日又はその翌日（当該翌日が県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に引き続き職員として採用され、支給対象職員に該当する者を除く。）は、基準日において支給対象職員には該当しないものとして取り扱うものとする。
- (3) 基準日に支所、駐在所その他これらに類するものに在勤している場合又は在勤することとなった場合は、それらのものに在勤するものとして取り扱うこととする。
- (4) 次に掲げる職員（寒冷地手当に相当する手当の支給を受けていた者を除く。）が給与条例の適用を受ける職員として寒冷地に在勤することとなった場合は、異動として取り扱うこととする。
 - 一 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受ける職員

二 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年岡山県条例第73号）の適用を受ける職員

三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第2条第1項の規定により派遣された職員（同条例第4条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）

2 第2項

寒冷地手当の額は、職員の懲戒に関する条例（昭和26年岡山県条例第60号）第3条の規定に基づいて減給処分を受けている場合又は給与条例第14条の規定に基づいて減額して給与が支給されている場合においても減額しないものとする。

規則第5条関係

規則第5条第1項の「村役場」は、別表第1に掲げる全ての地域とする。

規則第5条第1項の距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（給与条例第11条第1項第2号に規定する自動車等及び航空機を除く。）によるものとした場合の経路について、次の各号に掲げる交通方法の区分に応じた当該各号に定める距離を合算するものとする。

- 一 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等（縮尺5万分の1以上のものに限る。）を用いて測定した距離
- 二 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離
- 三 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離
- 四 一般乗合旅客自動車その他の交通機関（前2号に掲げるものを除く。） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離

規則別表関係

任命権者は、別表第2に掲げる公署について廃止若しくは移転があるときには、その内容がわかる書類を人事委員会に提出するものとする。

扶養親族について

- 1 給与条例、規則及びこの通知中の「扶養親族」とは、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第9条第2項に規定する扶養親族をいう。
- 2 前項に規定する他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものには、扶養手当に関する規則（令和7年岡山県人事委員会規則第17号）第3条各号に掲げる者は含まれないものとする。

- 3 扶養親族が他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けていることの確認については、給与条例第9条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例によるものとする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合において、前項に規定する確認のための書類（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）の提出が、職員となった日又は当該者が扶養親族たる要件を具備するに至った日（以下この項において「事由発生日」という。）から15日（災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が当該提出を行うことができないと認められる期間は含まれないものとする。以下この項において同じ。）以内になされたときは、当該確認に係る扶養親族は、事由発生日から扶養親族として取り扱うものとし、当該提出が事由発生日から15日を経過した後になされたときは、当該書類を受理した日から扶養親族として取り扱うものとする。